

標記については、(宗教法人) 月山神社側の責任役員が考えるべきことですが、現状、本会が係っていることから提案するものです。

1. 現状

以前は、例大祭の数日前に、現在の消防ポンプ格納庫当りに、毎年隣組みを2分割し交替で、2本の竿を立て、^{のぼりはた}幟旗を掲揚していました。しかし、土地区画整理事業に絡む道路拡張に伴い竿建てのスペースが取れずに取り止めとなりました。平成14年に止めたという記録がありました。ところで、以前の幟旗を掲揚していた頃の写真をどなたか持っていないでしょうか。旗竿は、図-1上のように上桜田公民館の北側軒下に保管しており、また、滑車は同館の資材倉庫に収納しております。

幟旗は境内の形状などの制約から、同図下のとおり境内東側の樹木・石積みに括り付けるなど横に張っています。「村社 月山神社 御祭禮」の旗（上桜田公民館に保管）そのものは有志の寄贈で製作した立派なものであり、また、祭りの雰囲気を出す象徴でもあります。以前のように、竿を垂直に立てて、はためかせたいという思いの人は大勢いると思います。

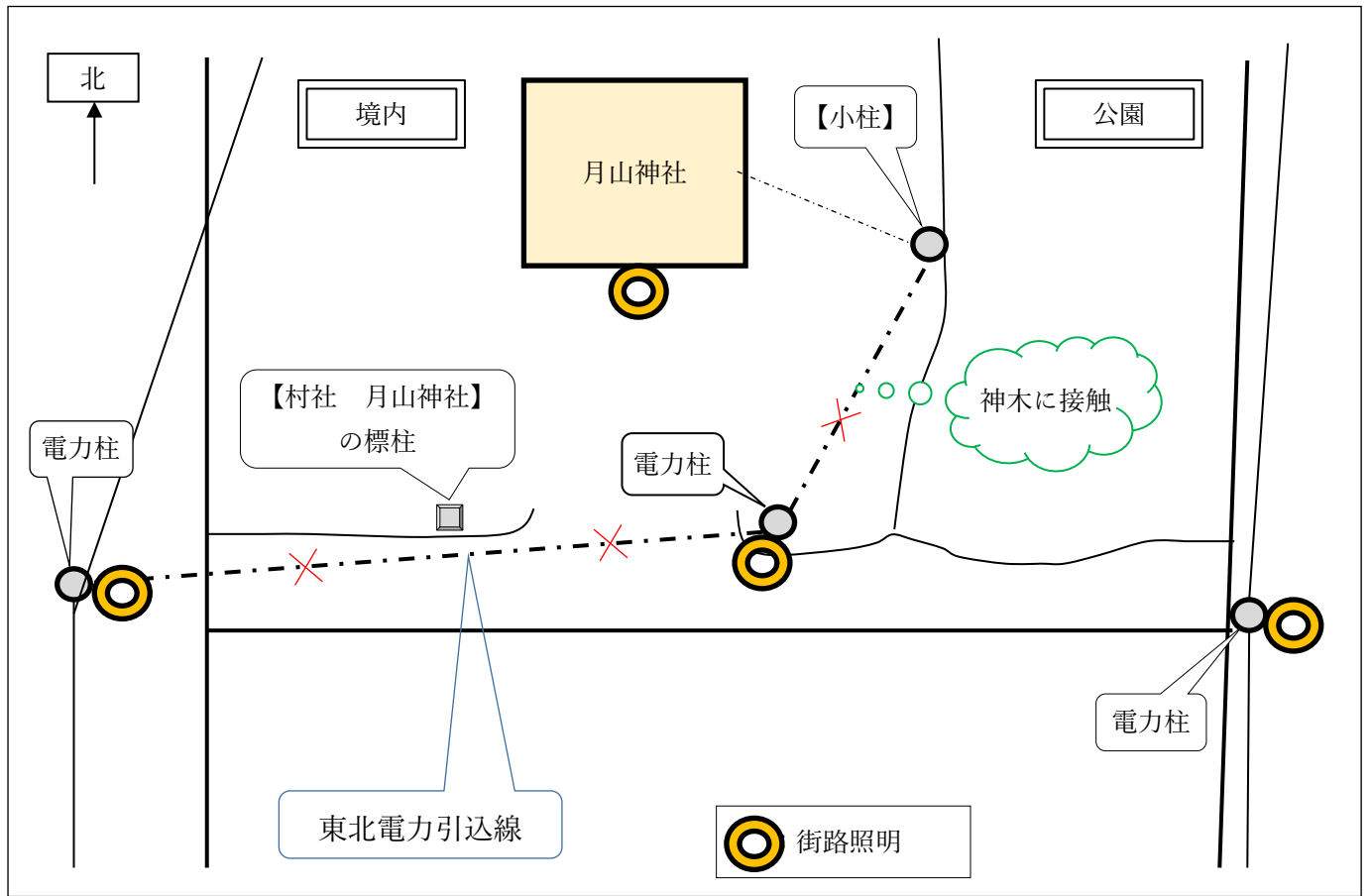


図-1

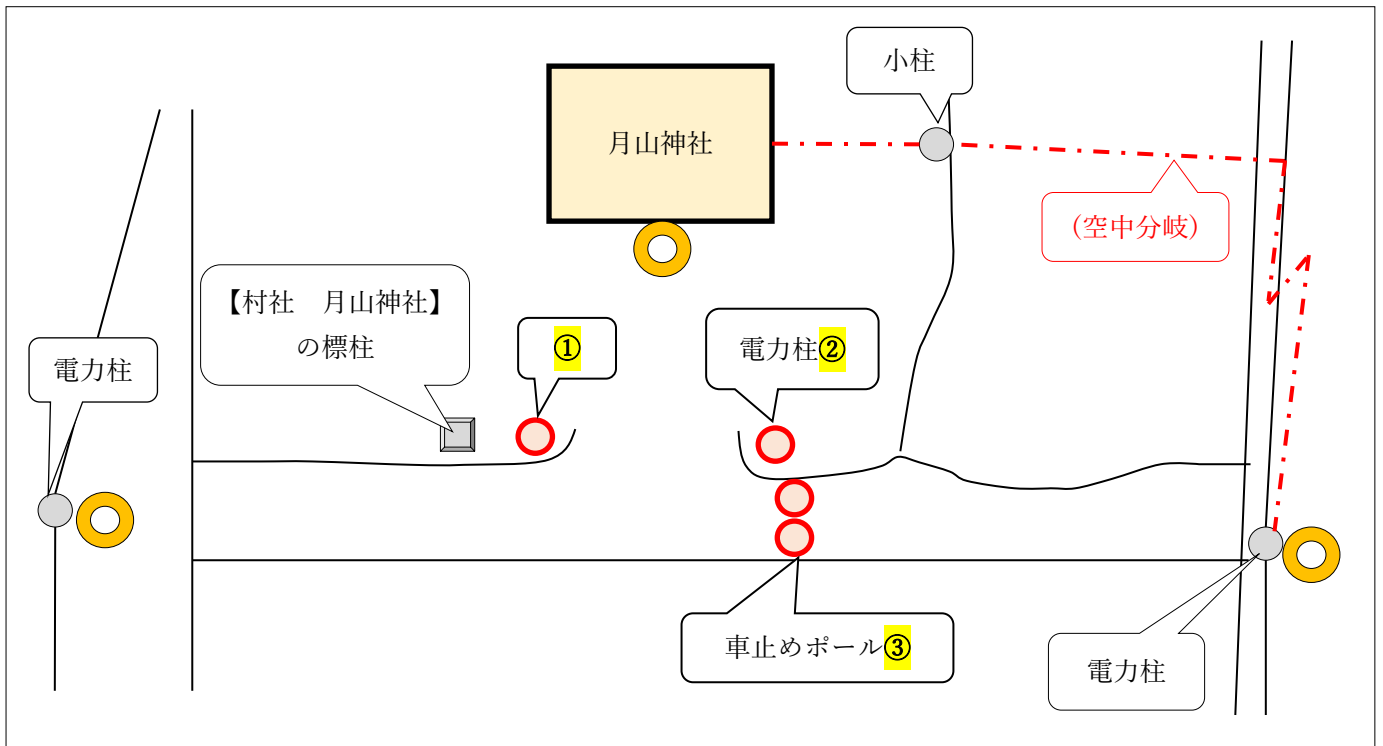
2. 対策案（提案）

境内の現況は図-2のとおりです。掲揚に際し一番のネックは、東北電力の電柱位置と引込線の横断です。撤去および移設さえすれば掲揚は可能となります。図-3のようにする具体的な改善策を示します。

- 1；東北電力対して、同社の引込線移設と電柱撤去を申請します。周辺の東北電力の関連設備を概観するには、撤去および切り回しは可能でしょう。
- 2；境内の東北電力柱に街路証明が設置されていますが、撤去したとしても、拝殿入り口の照明、近くの東北電力柱設置のものがあ、最低限の照明確保には問題はありません。
- 3；幟旗の竿は、①②③(図-3)の個所に設置スペースは確保可能となります。



図－ 2



図－ 3

(end)